

番 号 : 160525

国 名 : セルビア

担当部署 : 産業開発・公共政策部 資源・エネルギーグループ 第一チーム

件 名 : エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト  
終了時評価調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016 年 9月中旬から 2016年 11月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.50M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	15日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 8月17日 (水) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約 (単独型) 公示案件 (再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>様式 業務実施契約 (単独型) 2014年4月以降契約>「業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について」

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年8月30日 (火) までに個別に通知する。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
  - ①業務実施の基本方針 8点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
  - ①類似業務の経験 45点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
  - ③語学力 18点
  - ④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務 :	電力・エネルギー分野に係る各種評価調査
対象国/類似地域 :	セルビア/全途上国
語学の種類 :	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

- (2) 必要予防接種 : なし

## 6. 業務の背景

セルビアは一次エネルギー総供給量の50%以上を自国の石炭供給で賄っているものの、石油の約79%（2009年）、天然ガスの約90%（2009年）を主にロシアからの輸入に頼っており、一次エネルギー全体に占める輸入依存度はおよそ40%にも上っている。エネルギー安全保障の観点から、エネルギー源の多様化と共に省エネルギーの推進が求められている。

また、セルビアはEU加盟に向けて2006年にEUおよび南東欧諸国のエネルギー共同体条約（Energy Community Treaty）に加盟しており、エネルギー効率化に関するEU指令（EU Directive 2006/32/EC）と整合性をとるべく努力する必要がある。同指令では2008年から2016年の9年間に最終エネルギー消費量を9%削減することが規定されており、エネルギー消費削減の中間目標を設定する3カ年毎の国家行動計画作成が求められている。

かかる状況下、JICAはセルビアにおいて開発計画調査型技術協力「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理導入調査」（2009年6月-2011年6月）を実施した。同調査を通じて、セルビア国の産業部門のエネルギー消費量は最終エネルギー消費量の25%に上り、産業部門のエネルギー原単位は、我が国と比較すると4倍以上であることから、産業部門の省エネルギーポテンシャルは充分にあることが判明している。同調査の成果であるエネルギー管理制度の制度設計と同制度構築に係る提言を踏まえ、セルビアは、「エネルギー効率利用に係る法律（以下、「省エネルギー法」）」を2013年3月に制定した。省エネルギー法の制定を受け、エネルギー管理制度・診断制度の枠組みの策定及びエネルギー管理士・診断士の人材育成が急務となっている。

このような背景から、セルビア政府は我が国に対して2010年「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を要請し、省エネルギー法の制定を踏まえて2013年11月に合意文書（R/D）を締結し、エネルギー鉱物省を主なカウンターパート（C/P）機関として、2014年3月より2017年4月までの予定で実施中であり、6名の短期専門家（総括（省エネルギー政策・制度）、エネルギー管理制度、省エネルギー普及促進、省エネルギー資格研修制度、省エネルギー技術、実習設備研修）を随時派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、プロジェクトの投入実績・活動内容・計画達成度を調査確認して、プロジェクトの実績を検証すること、評価5項目の観点からレビューを行うこと、レビュー結果に基づき、プロジェクト延長の可否、終了後のプロジェクトの方向性・活動方針に対する提言を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2016年9月中旬～9月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②相手国と合意済みの既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、必要に応じJICA担当部署と協議し、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他セルビア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④団内勉強会、対処方針会議等に参加する。

### （2）現地派遣期間（2016年10月上旬～2016年10月中旬）

- ①JICAバルカン事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者（相手国関係者、プロジェクト専門家等）に対して、5項目評価に基づいた評価手法について説明を行う。
- ③事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、セルビア側C/Pと協議した評価グリッドに基づきプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウト

プット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果を下に、他の調査団員及びセルビア側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、終了時合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。

⑥調査結果や他団員及びセルビア側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。

⑦終了時合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。

⑧協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。

⑨現地調査結果のJICA/バルカン事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2016年10月下旬~11月上旬)

①終了時合同評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。

②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。

③終了時合同調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成するとともに全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)~(3)のすべてとする。

(1) 終了時合同評価報告書(英文)

(2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)

(3) 終了時合同評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)~(3)については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積を計上して下さい)。航空賃については、成田(日本)ーベオグラード(セルビア)間のみを計上して下さい。ベオグラード(セルビア)内の(車両)移動については、バルカン事務所が手配します。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年10月2日~2016年10月16日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 評価分析(本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICA/バルカン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

- あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
JICAがアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

## (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
- ・プロジェクト基本情報（ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報）
  - ・ODA見える化サイト  
(<http://www.jica.go.jp/oda/project/1100639/index.html>)
  - ・事前事業評価表 ([http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013\\_1100639\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1100639_1_s.pdf))
  - ・詳細計画策定調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12150256.pdf>)
- ②開発計画調査型技術協力「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理導入調査」（2009年6月-2011年6月）についての資料についても、以下の資料がウェブサイトで公開されています。
- ・プロジェクト基本情報（ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報）
  - ・事前事業評価表  
([http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008\\_0801061\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_0801061_1_s.pdf))
  - ・事前調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/11980927.pdf>)
  - ・ファイナルレポート  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12031738.pdf>)
  - ・ファイナルレポート(要約)  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12031720.pdf>)

## (3) その他

- ①省エネルギー分野のプロジェクトの評価調査従事経験を有することが望ましい。
- ②業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。
- ③安全管理  
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAバルカン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ④不正腐敗の防止  
「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上